

京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市規則第31号

京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例（令和5年京丹後市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与額)

第2条 条例第2条の規則で定める修学資金の額は、月額5万円とする。

(貸与の申請)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2人を立て、土木技術職員等修学資金貸与申請書（別記様式第1号）に誓約書（別記様式第2号）及び土木技術職員等修学資金貸与者推薦書（別記様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 貸与の期間の始期は、貸与を希望する年度の4月分から申請することができる。

(貸与の決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、修学資金の貸与を決定し、土木技術職員等修学資金貸与決定通知書（別記様式第4号）により、貸与を行わないことを決定したときは、土木技術職員等修学資金貸与不決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(貸与の方法)

第5条 市長は、6月、9月、12月及び3月において、それぞれ当該月分までの修学資金を貸与するものとする。

2 修学資金の交付を受けようとする者は、前項に規定する月の10日までに土木技術職員等修学資金交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第6条 市長は、修学資金の貸与の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した

ときは、第4条の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 停学の処分が決定したとき。
- (5) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 前各号に規定するもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 市長は、修学資金の貸与の決定を受けた者が休学したときは、休学した最初の日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与を停止する。

3 修学資金の貸与の決定を受けた者が、貸与を辞退しようとするときは、土木技術職員等修学資金辞退届（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、修学資金の貸与の決定を取り消したとき、又は貸与を停止したときは、土木技術職員等修学資金貸与取消通知書（別記様式第8号）又は土木技術職員等修学資金貸与停止通知書（別記様式第9号）により、その旨を修学資金の貸与の決定を受けた者に通知する。

（返還）

第7条 条例第3条第2項の規定により修学資金の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、条例第5条の規定に基づき、貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。この場合にあつて、返還期間の限度は10年間とする。

- (1) 京丹後市役所（以下「市役所」という。）以外に就職したとき。
- (2) 修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (3) 市役所に土木技術職員等（京丹後市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年京丹後市条例第72号）第1条の2に規定する職員のうち、任期の定めのないものに限る。以下この項において同じ。）以外の職員として採用されたとき。
- (4) 市役所に土木技術職員等として採用された者であつて、採用された日以後10年を経過する日までに土木技術職員等の業務に従事することができなくなった

とき。

2 前項の規定により、貸与を受けた修学資金を返還しなければならない場合の返還すべき金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号から第3号までの事由に該当したとき 貸与を受けた修学資金の全額

(2) 前項第4号の事由に該当したとき 貸与を受けた修学資金の全額から貸与を受けた修学資金の全額に市役所に採用された日から起算して、業務に従事することができなくなった日までの期間(条例第7条第1項第1号の除算期間を除く。)の月数(1月に満たない日数の月は、1月とする。)を120で除して得た数を乗じて得た額(円未満の端数は、これを切り捨てる。)を減じて得た額

3 前項の返還すべき金額を月賦又は半年賦により返還する場合の金額の下限額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 返還すべき額の返還金の下限は、月賦の場合は1万円、半年賦の場合は6万円とする。

(2) 月賦又は半年賦による初回から最終回までに返還された金額の合計額(以下この号において「合計返還額」という。)が貸与を受けた修学資金の合計額に満たない場合は、貸与を受けた修学資金の全額から合計返還額を差し引いて得た額を最終の返還すべき金額に加算して返還するものとする。

4 修学資金の返還をしなければならない者(以下「返還者」という。)は、第1項各号の規定に該当した日から15日以内に、土木技術職員等修学資金返還計画書(別記様式第10号。以下この条において「返還計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の返還計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、修学資金の返還を決定し、土木技術職員等修学資金返還通知書(別記様式第11号)により、返還者に通知するものとする。

6 返還者は、第2項の規定により提出した返還計画(返還すべき期日が到来していない部分の返還計画に限る。)を変更しようとするときは、土木技術職員等修学資金返還変更計画書(別記様式第12号。以下この条において「変更計画書」という。)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

7 市長は、前項の変更計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認め

るときは、返還計画の変更を決定し、土木技術職員等修学資金返還変更通知書（別記様式第13号）により返還者に通知するものとする。

（借用証書の提出）

第8条 借受者は、条例第2条に定める履修課程を卒業若しくは修了したとき、又は修学資金の貸与を取り消されたときは、直ちに市長に土木技術職員等修学資金借用証書（別記様式第14号）を提出しなければならない。

（返還の猶予）

第9条 条例第6条に規定する返還を猶予すべき事由は、借受者が条例第2条に規定する学校等を卒業し、又は修了した後、市役所以外に就職することなく、市役所に採用されていない状態である場合とする。

2 前項の規定により、修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、土木技術職員等修学資金返還猶予申請書（別記様式第15号）に返還の猶予を受けようとする事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、修学資金の返還を猶予する決定を行ったときは、土木技術職員等修学資金返還猶予決定通知書（別記様式第16号）により申請者に通知する。

（返還の免除）

第10条 条例第7条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、土木技術職員等修学資金返還免除申請書（別記様式第17号）に返還の免除を受けようとする事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、修学資金の返還を免除する決定を行ったときは、土木技術職員等修学資金返還免除決定通知書（別記様式第18号）により申請者に通知する。

（異動の届出）

11条 借受者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証明する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 心身の故障により修学の見込みがなくなったとき。

(2) 休学し、復学し、又は退学したとき。

(3) 停学その他の処分を受けたとき。

(4) 修了し、又は卒業したとき。

(5) 氏名又は住所を変更したとき。

(6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死

亡し、若しくは連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならぬ。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 氏名 印
(法定代理人(注) 氏名 印)

土木技術職員等修学資金貸与申請書

京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例(令和5年京丹後市条例第11号。以下「条例」という。)に基づく修学資金の貸与を受けたいので、同条例施行規則(令和5年京丹後市規則第31号。以下「規則」という。)第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申 請 者			
氏 名	印	生年月日	年 月 日
住 所	郵便番号(—)		
	電話番号 ()		
	携帯電話 ()		
そ の 他 の 連 絡 先	郵便番号(—)		
	電話番号 ()		
貸 与 月 額	円	貸 与 総 額	円
貸 与 期 間			
在 学 し て い る 学 校 名 ・ 学 部 等	学校名・学部等		
	所在地		
	(入学年月日 年 月 日)(卒業(修了)予定年月日 年 月 日)		
連帯保証人 (注)			
氏 名	印	申請者との続柄	
職業・勤務先			
住 所	郵便番号(—)		
	電話番号 ()		
	携帯電話 ()		
連帯保証人			
氏 名	印	申請者との続柄	
職業・勤務先			
住 所	郵便番号(—)		
	電話番号 ()		
	携帯電話 ()		

(注1) 申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人とし、申請者の下欄に法定代理人も署名し押印すること。

(注2) 連帯保証人のうち1人は、経済的に独立した別世帯の者とする。

特約事項

(遅延利息)

第1条 条例第3条に規定する修学資金の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)は、正当な理由がなく修学資金の返還を行うべき日までに返還すべき当該修学資金の返還を行わなかったときは、当該修学資金の額に、当該修学資金の返還を行うべき日の翌日から当該修学資金を返還した日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条の規定による法定利率を乗じて計算して得た金額に相当する遅延利息の額を加算して徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく借受者の市に対する一切の債務について借受者と連帯して保証するものとする。

2 市長は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

3 借受者は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、速やかに市長に新しい連帯保証人となる者を届出なければならない。

4 前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

(連帯保証人への情報提供)

第2条の2 借受者は、自身の財産及び収支状況や、他の債務の有無、その債務の額や履行状況等を連帯保証人に情報を提供すること。

(変更届の提出)

第3条 借受者及び連帯保証人は、その氏名、住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに市長に変更した内容を届出なければならない。

(申請内容等の調査)

第4条 借受者及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 市長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は借受者若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先(以下「申請内容等」という。)について、市町村、借受者若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関に照会すること。

(2) 市町村、借受者若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 市長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、貸与内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第5条 借受者は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要せず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、市に対して、当該事由が生じた時残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学資金等以外の借受者の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 借受者が月賦、半年賦又は一括払償還の支払を怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合も含む。)

(4) 借受者が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、市長に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(公正証書の作成)

第6条 借受者及び連帯保証人は、貸付金の債務が履行されない場合は、市長の請求により、借受者及び連帯保証人が債務を承認し、その履行につき直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書を作成することに同意するものとする。

2 前項の公正証書の作成に要する費用は、借受者の負担とする。

(合意管轄)

第7条 修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京丹後簡易裁判所とする。

上記特約事項並びに京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例及び京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則の内容を理解した上で、上記事項について同意します。

また、条例、規則及びこの特約事項に定めのない事項については、市長の指示するところによるものとするに同意します。

年 月 日 申請者 氏名 印

年 月 日 法定代理人 氏名 印

年 月 日 連帯保証人 氏名 印

年 月 日 連帯保証人 氏名 印

別記様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例（令和5年京丹後市条例第11号）に基づき修学資金の貸与を受けることとなったときは、同条例及び同条例施行規則（令和5年京丹後市規則第31号）の規定を遵守し、同条例及び同条例施行規則に規定する必要勤務期間、京丹後市役所における土木技術職員等の業務に従事するため、京丹後市役所の採用試験を受験し、採用された場合は入庁することを誓約します。

京丹後市長 様

年 月 日

申請者 住所
氏名 印

法定代理人 住所
氏名 印

上記の者が京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学資金返還の責を負い、かつ、届出その他の義務に誠実にこれを履行することを誓約します。

連帯保証人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

(注1) 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、押印すること。

(注2) 連帯保証人の印については、印鑑登録しているものを押印すること。(印鑑登録証明書を添付すること。)

別記様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

土木技術職員等修学資金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京丹後市土木技術職員等修学資金について、京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則（令和5年京丹後市規則第31号）第4条に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

住 所		氏 名	(年 月 日生)
修学資金の内容			
決定番号	第 号		
貸与金額	(月額) (総額)	円 円	
貸与期間	年 月分から 年 月分まで		
貸与月			

別記様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

土木技術職員等修学資金貸与不採択通知書

年 月 日付けで申請のあった京丹後市土木技術職員等修学資金貸与について、京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則（令和5年京丹後市規則第31号）第4条に基づき、次のとおり不採択の決定をしたので通知します。

別記様式第6号（第5条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所
氏名
電話番号

土木技術職員等修学資金貸与交付請求書

年 月 日付け 第 号により貸与決定を受けた京丹後市土木技術職員等修学資金について、京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則（令和5年京丹後市規則第31号）第5条の規定に基づき、請求します。

記

決定番号	第 号		
貸与決定額	(月額)	円	
	(総額)	円	
請求額	円		
請求期間	年 月分から 年 月分まで		
振込先	金融機関		支店名
	預金種別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

年 月 日

京丹後市長 様

土木技術職員等修学資金辞退届

修学資金を辞退しますので、次のとおり届出ます。

貸与の決定を受けた者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
法定代理人	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
連帯保証人	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
連帯保証人	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	

決 定 番 号	第 号
学校名・学年	
在学している 学 校 名 等	
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
辞 退 期 日	年 月 日
受領修学資金	年 月分まで (月額) 円 (総額) 円
辞 退 の 理 由	

(注) 連帯保証人の印については、印鑑登録しているものを押印すること。(印鑑登録証明書
を添付すること。)

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

土木技術職員等修学資金貸与取消通知書

年 月 日付け 第 号による京丹後市土木技術職員等修学資金貸与決定について、京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則（令和5年京丹後市規則第31号）第6条第4項に基づき、下記のとおり取り消したので通知します。

記

住 所		氏 名	
修学資金の内容			
決定番号	第 号		
貸与金額	(月額) 円 (総額) 円		
貸与期間	年 月分から 年 月分まで		
貸与月			
取消金額	(月額) 円 (総額) 円		
取消年月日	年 月 日		
取消理由			

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

土木技術職員等修学資金貸与停止通知書

年 月 日付け 第 号による京丹後市土木技術職員等修学資金貸与決定について、京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則（令和5年京丹後市規則第31号）第6条第4項に基づき、下記のとおり停止したので通知します。

記

住 所		氏 名	
修学資金の内容			
決定番号	第 号		
貸与金額	(月額) 円 (総額) 円		
貸与期間	年 月分から 年 月分まで		
貸与月			
停止金額	(月額) 円 (総額) 円		
停止年月日	年 月 日		
停止期間	(年 月 日から 年 月 日まで 年 月分から 年 月分まで)		
停止理由			

特約事項

(遅延利息)

第1条 京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例（令和5年京丹後市条例第11号）第3条に規定する修学資金の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、正当な理由がなく修学資金の返還を行うべき日までに返還すべき当該修学資金の返還を行わなかったときは、当該修学資金の額に、当該修学資金の返還を行うべき日の翌日から当該修学資金を返還した日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて計算して得た金額に相当する遅延利息の額を加算して徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく借受者の市に対する一切の債務について借受者と連帯して保証するものとする。

2 市長は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

3 借受者は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、速やかに市長に新しい連帯保証人となる者を届出なければならない。

4 前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

(連帯保証人への情報提供)

第2条の2 借受者は、自身の財産及び収支状況や、他の債務の有無、その債務の額や履行状況等を連帯保証人に情報を提供すること。

(変更届の提出)

第3条 借受者及び連帯保証人は、その氏名、住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに市長に変更した内容を届出なければならない。

(申請内容等の調査)

第4条 借受者及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 市長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は借受者若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先(以下「申請内容等」という。)について、市町村、借受者若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関に照会すること。

(2) 市町村、借受者若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 市長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、貸与内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第5条 借受者は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、市に対して、当該事由が生じた時残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学金等以外の借受者の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 借受者が月賦、半年賦又は一括払償還の支払を怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合も含む。)

(4) 借受者が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、市長に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

(公正証書の作成)

第6条 借受者及び連帯保証人は、貸付金の債務が履行されない場合は、市長の請求により、借受者及び連帯保証人が債務を承認し、その履行につき直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書を作成することに同意するものとする。

2 前項の公正証書の作成に要する費用は、借受者の負担とする。

第7条 修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京丹後簡易裁判所とする。

上記特約事項並びに京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例及び京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則の内容を理解した上で、上記事項について同意します。

また、条例、規則及びこの特約事項に定めのない事項については、市長の指示するところによるものとするについても併せて同意します。

年 月 日 借受者 氏名 印

年 月 日 法定代理人 氏名 印

年 月 日 連帯保証人 氏名 印

年 月 日 連帯保証人 氏名 印

別記様式第 1 1 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

印

土木技術職員等修学資金返還通知書

年 月 日付けで提出のあった京丹後市土木技術職員等修学資金返還について、京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則（令和 5 年京丹後市規則第 3 1 号）第 7 条第 5 項に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

住 所		氏 名	
修学資金の内容			
決定番号	第 号		
貸与金額	(月額) 円 (総額) 円		
貸与期間	年 月から 年 月まで		
返還金額	(総額) 円		
返還方法	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払い(毎月 円、半年ごと 円)		
第 1 回返還 期日	年 月 日	第 1 回返還額	円
毎月 (半年) の返還期日		毎月 (半年) の返還額	円
最終回返還 期日	年 月 日	最終の返還額	円
返還期間	年 月から 年 月まで		

土木技術職員等修学資金返還変更計画書

決定番号	返還総額		円	
	返還済額		円	
	返還残額		円	
	変更対象額		円	
ふりがな 氏名 (生年月日)	年月日生	学校名又は勤務先		
返還理由	<input type="checkbox"/> 市役所以外に就職したため <input type="checkbox"/> 修学資金の貸与を取り消されたため <input type="checkbox"/> 市役所における勤務期間が10年間に満たないため			
変更月	年月			
返還方法	変更前	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払い(毎月 円、半年ごと 円)		
	変更後	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払い(毎月 円、半年ごと 円)		
第1回返還期日	変更前	年月日	第1回返還額 変更前 円	
	変更後	年月日	変更後 円	
毎月(半年)の返還期日	変更前		毎月(半年)の返還額 変更前 円	
	変更後		変更後 円	
最終回返還日	変更前	年月日	最終の返還額 変更前 円	
	変更後	年月日	変更後 円	
返還期間	変更前			
	変更後			
変更理由				
借受金額内訳	借受期間		借受月数	借受金額
	年	月から 年 月まで		
	年	月から 年 月まで		
	年	月から 年 月まで		
	年	月から 年 月まで		
	合計		月	円
借受けた修学資金を上記のとおり変更し、返還します。				
年月日				
京丹後市長 様				
借受者氏名				印
法定代理人氏名				印
連帯保証人氏名				印
連帯保証人氏名				印

特約事項

(遅延利息)

第1条 京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例（令和5年京丹後市条例第11号）第3条に規定する修学資金の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、正当な理由がなく修学資金の返還を行うべき日までに返還すべき当該修学資金の返還を行わなかったときは、当該修学資金の額に、当該修学資金の返還を行うべき日の翌日から当該修学資金を返還した日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて計算して得た金額に相当する遅延利息の額を加算して徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく借受者の市に対する一切の債務について借受者と連帯して保証するものとする。

2 市長は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

3 借受者は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、速やかに市長に新しい連帯保証人となる者を届出なければならない。

4 前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

(連帯保証人への情報提供)

第2条の2 借受者は、自身の財産及び収支状況や、他の債務の有無、その債務の額や履行状況等を連帯保証人に情報を提供すること。

(変更届の提出)

第3条 借受者及び連帯保証人は、その氏名、住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに市長に変更した内容を届出なければならない。

(申請内容等の調査)

第4条 借受者及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 市長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は借受者若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先(以下「申請内容等」という。)について、市町村、借受者若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関に照会すること。

(2) 市町村、借受者若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 市長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、貸与内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第5条 借受者は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、市に対して、当該事由が生じた時残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学金等以外の借受者の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 借受者が月賦、半年賦又は一括払償還の支払を怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合も含む。)

(4) 借受者が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、市長に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

(公正証書の作成)

第6条 借受者及び連帯保証人は、貸付金の債務が履行されない場合は、市長の請求により、借受者及び連帯保証人が債務を承認し、その履行につき直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書を作成することに同意するものとする。

2 前項の公正証書の作成に要する費用は、借受者の負担とする。

第7条 修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京丹後簡易裁判所とする。

上記特約事項並びに京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例及び京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則の内容を理解した上で、上記事項について同意します。

また、条例、規則及びこの特約事項に定めのない事項については、市長の指示するところによるものとするについても併せて同意します。

年 月 日 借受者 氏名 印

年 月 日 法定代理人 氏名 印

年 月 日 連帯保証人 氏名 印

年 月 日 連帯保証人 氏名 印

第 年 月 日 号

様

京丹後市長 印

土木技術職員等修学資金返還変更通知書

年 月 日付けで提出のあった京丹後市土木技術職員等修学資金返還変更計画について、京丹後市土木技術職員等修学資金貸与に関する条例施行規則（令和5年京丹後市規則第31号）第7条第7項の規定に基づき、次のとおり変更を決定したので通知します。

記

住 所			氏 名		
修学資金の内容					
決定番号	第 号				
貸与金額	(月額)		円		
	(総額)		円		
貸与期間	年 月から		年 月まで		
返還金額	(総額)		円		
返還済額	円				
返還残額	円				
変更対象額	円				
変更月	年 月				
返還方法	変更前	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払い(毎月		円、半年ごと 円)	
	変更後	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払い(毎月		円、半年ごと 円)	
第1回返還 期日	変更前	年 月 日	第1回返還額	変更前	円
	変更後	年 月 日		変更後	円
毎月(半年) の返還期日	変更前		毎月(半年) の返還額	変更前	円
	変更後			変更後	円
最終回返還 期日	変更前	年 月 日	最終の返還額	変更前	円
	変更後	年 月 日		変更後	円
返還期間	変更前				
	変更後				
変更理由					

別記様式第14号(第8条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

借受者	住所	
	氏名	印
	電話番号	
法定代理人	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	

土木技術職員等修学資金借用証書

京丹後市土木技術職員等修学資金として、下記のとおり借用しました。

記

- 1 借用金額 円
- 2 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで

(注) 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録しているものを使用すること。(印鑑登録証明書を添付すること。)

別記様式第15号(第9条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

借受者	住所	
	氏名	印
	電話番号	
法定代理人	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	

土木技術職員等修学資金返還猶予申請書

京丹後市土木技術職員等修学資金の返還の猶予を下記のとおり申請します。

決定番号	第 号
貸与期間	年 月から 年 月まで
貸与金額	(月額) 円 (総額) 円
借受者住所	
借受者氏名	
返還猶予の申請理由	
返還猶予理由の 発生年月日	年 月 日
返還猶予を受けよう とする期間	年 月 日から 年 月 日

(注) 申請理由を証明する書類等を添付すること。

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

印

土木技術職員等修学資金返還猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京丹後市土木技術職員等修学資金返還猶予について、京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則（令和5年京丹後市規則第31号）第9条第3項に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

借受者住所		借受者氏名	
修学資金の内容			
決定番号	第 号		
貸与金額	(月額) 円 (総額) 円		
貸与期間	年 月から 年 月まで		
返還猶予の理由			
返還猶予金額	(月額) 円 (総額) 円		
返還猶予期間	(年 月 日から 年 月 日まで) (年 月から 年 月まで)		
返還猶予後の返還期間	年 月から 年 月まで		

年 月 日

京丹後市長 様

借受者	住所	
	氏名	印
	電話番号	
法定代理人	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	

土木技術職員等修学資金返還（一部）免除申請書

京丹後土木技術職員等修学資金の返還の（一部）免除を下記のとおり申請します。

決定番号	第 号
貸与金額	(月額) 円 (総額) 円
貸与期間	年 月から 年 月まで
免除を受けようとする額	円
返還免除申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月から 年 月まで)
返還免除後返還額	円
返還免除後の返還期間	年 月から 年 月まで
返還免除の申請理由	

(注) 申請理由を証明する書類を添付すること。

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

土木技術職員等修学資金返還（一部）免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京丹後市土木技術職員等修学資金返還免除について、京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則（令和5年京丹後市規則第31号）第10条第2項に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

借受者住所		借受者氏名	
修学資金の内容			
決定番号	第 号		
貸与金額	(月額) (総額)	円 円	
貸与期間	年 月から 年 月まで		
返還免除の理由			
返還免除金額	円		
返還免除期間	(年 月 日から 年 月 日まで 年 月から 年 月まで)		
返還免除後の返還額	円		
返還免除後の返還期間	年 月から 年 月まで		